

隣組回覧板と「銃後」のくらし

——伊東町 湯川地区における戦時統制の形成と崩壊を読み解く——

加藤好一

はじめに……「戦時下の繁栄」と隣組の誕生

昭和十五（一九四〇）年十月のことだ。ここ静岡県田方郡伊東町の温泉街でも、「とん とん とんからりと 隣組……」という親しみやすいメロディーが家々のラジオから響いてきた。バリトン歌手徳山璉^{たまき}が張りのある声で歌う『隣組』である（今の人には「ドリフの大爆笑」のメロディーといえば分かりやすい）。

日中戦争も三年目、当時の伊東町は温泉観光地として「戦時下の繁栄」という矛盾の時期を迎えていた。たとえば国鉄伊東線全通の昭和十三年に男子一〇五、八六三人・女子四二、九八四人であった邦人宿泊客は、昭和十五年には男子一九四、〇四六人・女子七八、三七七人と急増する^①。

三年前、昭和十二年にできた初の洋食専門店「ぼんぢ」はにぎわい、和風建築の粋を尽くして同年に建てられた旅館・東海館の新館にも多くの客が入っていた。

一方、昭和十四年には鎌田地区に傷兵保護院伊東温泉療養所が開所し、旅館もいくつか接收されて傷病兵の静養宿舎となった。昭和十三年八月

の町議会でも、二四名もの軍事委員が温泉委員六名・観光委員八名とともに有識者から同時に選出されて、この「戦時下の繁栄」を支えようとした。

これまでは「不健全な享楽」に走りがちであった温泉を、国民の体位向上・情操の涵養を図る戦時下の国策的事業として発展させる……町当局のめざすそのような「温泉報国」の町づくりは、戦時という「現下ノ情勢ニ即応シテ」実を結びつつあるようにみえた^②。

では、その伊東町にもつくられた隣組とは何か。分かりやすくいえば、それは各町内会の下に戸数十戸程度で組織された「近所グループ」のことである。だが、それは『隣組』の歌の続きにあるように、「知らせられたり知らせたり」（一番）「助けられたり助けたり」（三番）というただの互助組織ではなかった。

この歌のつくられた昭和十五年十月十二日には大政翼賛会が発会する。隣組は、れつきとしたその「町村下部組織」だ。それは「高度国防国家建設」を目標に、近衛文麿首相の「新体制」運動を草の根から推進する基礎単位とされていた^③。

その数は全国でおよそ一二〇万、ここ伊東町^④でも四五町内会の下に

計三一〇の隣組がつけられ、四、四二四戸・二二二、三九六人の町民が平均一四・二戸の割合で十月末日までに組織された。⁽⁵⁾

その隣組では全構成員によって定期的に常会が開かれ、「上意下達」と「下意上達」が図られる。だが調べてみると、伊東の隣組の常会は年一三回の開催である。都合をつけて組の全戸が集まるのであるから、そうしばしば開くことはできない。

そこで、その常会と相まって国家の政策や時々の重点を「町村下部組織」に徹底し、生きる上に欠かせない配給などの情報を伝える手だてとなつたのが、日々まわってくる回覧板であつた。

ここで〈資料1〉の右系統図を見ていただきたい。大政翼賛会中央本部から静岡県を経て伊東支部↓町常会↓町内会↓隣組常会↓各家々にまで、ひと筋のルートが通つているのが分かるであろう。⁽⁶⁾ このタテのルートを「動脈」として、さまざまな指示・命令が末端の隣組まで届けられる。

日本の昭和十五年当時の世帯数は一、四三四万二千、一世帯当たりの人員は平均五・一人である。⁽⁷⁾ 一二〇万の隣組が平均一二世帯を組織すれば七、三二一万人の国民を掌握できる計算だ。

まだラジオも行きわたっていない戦時国家は、一二〇万枚の回覧板という独特の情報伝達手段を隣組Ⅱヨコの組織を媒介に活用することで、全国民を草の根からタテに統制できるようになつた。

先述の『隣組』の歌はさらに「格子を開ければ顔なじみ廻して頂戴回覧板……」と続くが、それはこの「紙の組織者」Ⅱ回覧板の役割が隣組にとっていかに重要であつたかを示している。

その重要な戦時回覧板文書の綴りが、旧伊東町湯川区の民家に遺存していた。そこで本稿では昭和十六年・十九年を中心にその文書群を分析し、「繁栄」の矛盾が崩れ、伊東での戦時体制がすすむにつれて町民の

生活がどう変化し、そこに国家や行政がどう関わっていったのかを、資料を元に見つめ直してみたい。

一 昭和十六年……「社会生活改善」と隣組の役割

当時、伊東町湯川区は戸数五七二戸、人口三、〇二四人から成り、一丁目から六丁目まで六つの町内会の下に四一の隣組が組織されていた。一つの隣組の平均戸数は一三・九戸である。⁽⁸⁾

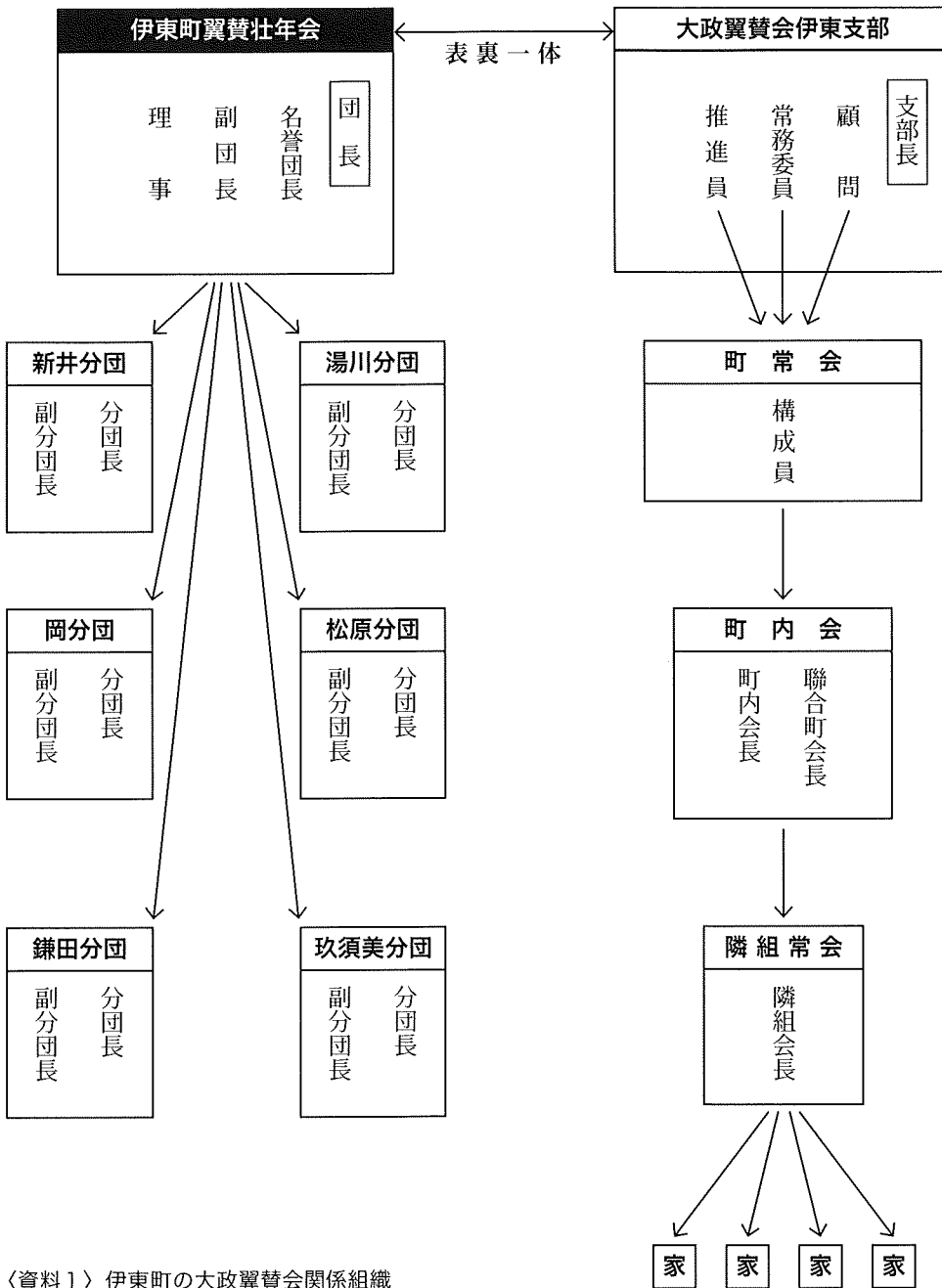
では、その隣組の役割とは何か。前述の湯川区回覧文書綴りにとじこまれた『新体制国民必携 常会の栞』には、「新体制下部組織」、つまり隣組の役割が次の四つにまとめられている。⁽⁹⁾

それによれば隣組の役割の(一)はすべての地域住民を「万民翼賛」という国家目的のために組織することだ。そのためにこの隣組を単位に「国策を広く国民に浸透」させ、「国政万般の円滑なる運用」に役立てる(二)。

同時に隣組は、日ごとに厳しくなる配給統制経済の地域的運用単位とされた(四)。また、以上のような任務を果たす国民の「道徳的錬成と精神的団結を図るの基礎組織」でもある(二)。

では、当局の定めたその四つのねらいは湯川区においてどのような具現化されていくのか。昭和十六(一九四一)年において、まず強調されたのは冠婚葬祭等の生活改善であつた。

同年三月一日付の「新体制下伊東町『社会生活改善』(従来生活改善ト称)実行事項」という回覧文書を「婚礼関係」にしぼり、昭和四年次の「生活改善について」という町内の申合せ文書と比較してみたい。⁽¹⁰⁾ (両者の原文については、〈資料2〉を参照)



〈資料1〉伊東町の大政翼賛会関係組織

昭和四（一九二九）年の申し合わせを制定した動機は、恐慌という大不景気の中でどう区民生活を防衛するかということにあった。まず結婚式については「不要の散財」をなくすとしながらも、実施に当たっては

「委員に申出て適機執行」となっている。これなら、節約を旨としながらも家格に応じて弾力的に運用できる。項目も、祭典関係もふくめて四つにすぎない。

それが昭和十六年になると、結婚金の額から結婚記念貯金まで項目が九つに増え、画一的に規制された。「従来生活改善ト称シ来タルモノ」にあきたらず、「新体制下伊東町」にふさわしく改定されたのだ。

両者をさらに比べると、昭和四年の祝儀の額は「近所組合にありては金五十銭以内」とまだ幅がある。それが昭和十六年には「全廃」となる。

また、昭和四年には「不要の散財」の節約分をどうするかは個人に任されている。しかし、昭和十六年には、それを貯金し大事以外には絶対引き出さないものとされた。郵便貯金・国債購入・結婚記念貯金に充てられた節約分は、国家の資金として戦争推進に活用されるのだ。伝統の美風を残し、なおかつ節約を徹底しようとするから、規制はここまで微細なものとなる。金持ちであってもそこに例外や弾力性はない。それは一見、貧富の差を超えた「生

活の平準化」と映った。

これらの申し合わせの推進に当たるのは、昭和四年には町内の町頭や区会議員、組合の仕長とされていた。区民は「右條項誓て実行相成度候也」と、その実行を要請される側にある。

それが昭和十六年の「社会生活改善」では、「右申合ハ伊東町常会ニ於テ決定即時実行スル事ト相成タリ 伊東町長 下村亀太郎」と変化した。

町民代表による伊東町常会が自ら細目を決定し、それを町長が町民全体に周知する形である。すると次は、隣組のレベルで町民自身によってそれが「即時実行」される。官と民との絶妙な分担である。

このように膨大な生活規制は、行政が上から要請しただけでは実行できない。隣近所でたがいに声を掛け合つてこそもれなく遂行できる。湯川区民は、もはや申し合わせの実践を要請される「客体」ではない。昭和十六年を画期として、彼らは細かい生活規制をすすんで相互実践する

〈資料2〉二つの「生活改善」の比較

祝

事

- 一、結婚式名開祝軍人出入祝船舶進水式等に就いて委員に申出協議の上適機執行するものとす
- 一、結婚の當日媒介者宅に於ては茶菓のみを饗し酒肴を供せざる事
- 一、祝儀は近所組合にありては金五十錢以内とし贈膳は出さざること
- 一、祭典には一切物品の贈答を爲さざること

④ 生活改善に付て 湯川区 (昭和四年四月) より

「主体」に転化したのであった。

その実践のねらいも、区民の生活防衛から節約を通しての国家貢献へと戦時にふさわしく変化する。「従来生活改善ト称シ来タリシモノ」が

第二 婚礼関係

- 一 結納 目録料即結納金は十円以下とし記載の品物を省略すること
- 二 挙式 本人を加へて片方十名限度双方合して二十名以内参列可成日中氏神社殿に於て神官立会ひ仲人司会の下に挙式祝宴は可成自宅に参列者のみとし一人前三円見当以下にて取賄ふことこの宴会は午後十時を超へざること
- 三 服装調度品 新郎新婦は特に衣装を新調せざること強て要すれば新郎は国民服新婦は無地紋服を限度とす
調度品は箆笥一棹又は之に代る行李、鞆及夜具一通りのみとし節約し得たる余力は国債其他の債券を購入して持参すること
- 四 披露並祝儀 結婚式参列者以外の親戚、知己及友人(御方見)を招待し来りし宴会を全廃し郵便葉書による通知兼挨拶状を以て披露する事並祝儀の贈答は嚴禁たる事
- 五 婚姻届書は仲人に於て準備し置き挙式前新郎新婦要同意者及証人署名捺印して神前に捧ぐる事
- 六 挙式当日の婿入を廃し新婦里帰りの時同行する事、此時の服装も挙式の時に準ずる事
- 七 新婚旅行を廃止すること
- 八 嫁入、婿入の時双方仲人の宅に於て膳部を供へて饗応するの無駄を排し単に茶菓の待遇に止むること
- 九 以上により節約し得たる財貨を以て結婚記念貯金を開始し逐年継続し一家の大事以外に絶対取下げざること

⑤ 新体制下伊東町「社会生活改善」(従来生活改善ト称シ来タリシモノ) 実行事項より 伊東町長 下村亀太郎(昭和十六年三月一日) なおカタカナ表記をひらがなに改めた

「社会生活改善」となったのは、それが個々の生活にとどまらず社会全体の「改善」をもたらし、ひいては新体制下の町づくりにつながると思えられたのであろう。

その「改善」は、結婚というきわめて私的な領域にもこのように遠慮会釈なく入り込んできたのであった。

二 回覧板文書からうかがう「超非常時局」下の生活

続いて、昭和十六年六月以降の戦時回覧板文書九点の概要を〈資料3〉として紹介したい。そこからは、町役場言うところの「超非常時局」下の生活が浮かび上がる。

まず①の文書からは、一五人という多数がこの時期に一挙に召集されることが分かる。日中戦争が昭和十二年七月七日に始められた時も、伊東町からは同月十五日に一五名、二十七日に四二名と短期間に多くの青年が召集された。それに次ぐ大量動員が始まったのだ。

だが、それからわずか一九日後の七月十一日には、③の回覧にあるように、召集兵の歓送は一切禁止と通知された。それはなぜか。

実は①にある六月二十二日は、ヨーロッパにおいてドイツ軍がソ連国内に侵攻した日であった。以後、ドイツ軍は、モスクワに向けて怒濤の進撃を続ける。日本はその機に乗じてソ連領に侵攻することも考えつつ、他方で米英との来たる戦争にも備えるという両にらみの体制をとる。

そこで再び多くの兵隊を動員し、各師団を急速に平時編成から戦時編成に変える必要に迫られた。

だが千人針を集める女性がどつと街頭に繰り出し派手な歓送が増える、そこから大動員の動きが外国に察知されてしまう。そこで、応召の

歓送を禁止する③の回覧文書が出された。

「歓送を盛大ならしめ志気を鼓舞せるは銃後国民の至情にして人情の然らしむる処であります之が為防諜上却つて逆効果を齎す結果に陥り易きに付現下の超非常時局に際して外国諜報機関に乗ぜられるが如き間隙を与えざる様町民一致右記事項を固く御守り下さい」とそこに書かれた背景には、以上のような軍の都合があった。

④においてはさらに細かく、挨拶状・送別会・旗幟・見送り・街頭での千人針に至るまでが一切禁止とされた。郷里を挙げての歓送↓慰問↓凱旋または慰霊というサイクルを崩し、「志気」や「国民の至情」を抑えてまでも、軍は作戦上の機密を優先させたのであった。一地方の事象の変化は、こうして世界の変化と深く関連していた。

だが、ここで六月三十日付の②の回覧文書〈資料4〉を見ていただきたい。そこには「国を背負つて立つ大事な赤ちゃんに町ではお祝いの印に白砂糖壹斤を贈ります」と記されている。「超非常時局」の下でも、町で生まれた赤ちゃんには白砂糖一斤がプレゼントされるというのである。それまではしていなかったことが、なぜこの大変な年から行われるようになったのか。その背景は、この文書だけを見ていては分からない。

そこで伊東町における出生数の変化を当時の町議会資料で調べた。すると、昭和十二年には計六四九人であった新生児の誕生が、翌十三年には六一〇人、十四年には五九二人にまで減少していた。産めよ増やせよという国策に照らせば、由々しき事態である。「支那事变出征軍人ノ多キニヨルモノ」（昭和十四年町議会議事務報告）と達観しているわけにはいかなかった。

幸い、巡回産婆制度の充実・町立幼稚園の整備なども功を奏したのか、町の出生数は昭和十五年には六四一人、翌十六年には七四三人と久しぶ

〔資料3〕昭和十六年後半期の戦時生活関連回覧板文書の要点―伊東町湯川区

- ①6・22 入営兵出発見送り依頼―役場前集合 伊東駅出発 六月二十七日―手老秀男君(玖須美)鈴木啓蔵君(玖須美) 六月二十九日―木梨一郎君(松原)漆原忠雄君(松原)天野武君(玖須美)青木豊蔵君(玖須美)末松光雄君(玖須美)下田峰夫君(玖須美)鈴木益男君(玖須美)杉山隆君(玖須美)齊藤伝吉君(玖須美)日吉武夫君(新井)中野広君(新井)大川茂君(新井)大原大人君(岡) 伊東町銃後奉公会
 - ②6・30 出生子へ町からのお祝ひ―産めよ殖やせの国策に副つて生れ国を背負つて立つ大事な赤ちゃんに町ではお祝ひの印に白砂糖一斤を贈ります。 伊東町役場
 - ③7・11 回覧―陸軍省令により当分の中召集、応召、ならびに部隊の出発に関する記事は一切禁止―回覧板も回さず、見送り人は極力制限(各団体長、所属の区長、町内会長、所属組長及び組代表一名)付添い人は全廃 召集、応召に関する事項は絶対秘密保持、召集に関する一切の通知を廃止。 伊東町役場
 - ④7・17 入退営兵送迎に関する件―応召者の挨拶状準備、送別会は一切廃止 旗幟は樹立しない。駅前、駅構内、ホームでの見送りは一切廃止 街頭での千人針は遠慮。なお、町内の盗難多発に注意、婦人の寝乱れ姿を見られぬよう。 伊東町役場
 - ⑤11・4 伊東食料品小売商業組合商業報国会 鈴木正夫 会員に告ぐ―わが国最大の問題の経済事犯をなくすため、闇行為・抜け穴・横流し・規格や品質の低下などの防止を呼びかける。 伊東町役場
- 闇取引撲滅座談会―十一月六日 玖須美会館(玖須美新井方面) 松原会館(松原湯川岡方面) 十一月七日 対島八幡野(対島村一円) 小室村川奈(小室村一円) 十一月八

りに増加に転じる。⁽¹⁾

「時局に鑑み良き現われ」(昭和十五年 町議会事務報告)と町当局の喜びはひとしおで、それが「未来の町民」「未来の兵士」―出生子への白砂糖プレゼント計画につながったのであった。

ではなぜプレゼントは白砂糖でなければいけなかったのか。それは、砂糖が前年六月に大都市で切符購入制となったのを受けて伊東でも自治切符制が始まり、商店で自由に購入できなくなったからだ。その複雑な配給のシステムを、「伊東町家庭用砂糖購入券取扱内規」(昭和十六年一

日宇佐美村 街頭巡視並二検査(斤量、定価等) 日時ヲ定メズシテ隨時商業報国推進隊員之ヲ行フ。

⑥11・18 最近の事柄について伊東警察からのお願ひ―石鹼、味噌、醤油が配給制になり、品不足を心配して買占めをしている人がいるが、これは敵性国の謀略でありこの戦術にかかつてはならない。十分にある品でも長い将来を考えて配給制にしているのであり、政府は国民の生活必需品を不足させるようなことはしない。それでもデマを信じて売り惜しみ・買い溜め・買い漁りをするようであれば、法にしたがつて処分する。 伊東警察署

⑦11・25 菓子配給に関する件に付御知らせ―長い間菓子の流れが不円滑で迷惑をかけたが、ようやく〇〇円位の品物を統制できたので配給する。伊東町内一人当たり約一〇銭 農漁村方面一人当たり約一五銭 他に伊東町内の子ども(三〜一五歳)にキヤラメルの特配をするが、管内全てには行き渡らないので順月に各村に回す。 伊東食料品小売商業組合

⑧12・10 防空について―大東亜共栄圏建設・一億総進軍・皇国の興廃を決すべきこの聖戦に際し、防空については銃後国民として大いに注意したい。警戒管制―屋内灯は完全隠蔽、雨戸の節穴も全部ふさぐ。仕事は通常通り。街路灯は消し、自動車は滅光して五キロ以内で走行。空襲管制―消灯か隠蔽、自動車は消灯停止。付記―デマ放送者は厳罰。 伊東町役場

月二十日より施行) によつて紹介したい。⁽²⁾

まず、購入には砂糖購入券が必要だ。その発行者は町長である。町長は前月二十五日の人口を基礎に、隣組人員台帳に基づいて各世帯ごとにこの券を発行する。人口が増減があれば、ただちに隣組長が届け出て砂糖の二重取りを防ぐ。

だが、その二十五日から配給日前までに人数の増減があつた場合は厄介だ。いちいち町内会長を通して町に報告し、訂正数字の上には隣組長の印を押す。めんどうではあるが、違反すれば配給一時停止の処分があ

るのでしないわけにはいかない。

やつと配給当日を迎えたら、購入者は券の裏面に所属町内・隣組・人数を記入して販売所に持参する。これで初めて一人〇・五斤(三〇〇グラム)当ての砂糖が手に入るわけだ。だが、このようなシステムで配給されるのは砂糖だけではない。それを考えれば、配る側にも配られる側にも膨大な手間と時間が費やされるのが配給制であった。

ところが出生子の場合には、そんな手間が要らない。七月一日以降に役場に出生届を出すと、「子宝報国」として大人二人分・一斤の砂糖がその場でぽんと手渡される。軍人慰労用として、また慰問用の「幸運氷糖」として氷砂糖までもが統制されていた当時(昭和十六年町議会事務報告)、それはいかにも破格なプレゼントであった。

しかし皮肉なことにちょうどその七月分より、静岡県から伊東町への

アカチヤン
出生子へ町からのお祝い

産めよ殖せの國策に副つて生れ國を背負
つて立つ大事ふ赤ちやんに町ではお祝ひの印に
白砂糖壹斤を贈ります
此のお祝ひは七月一日から當役場へ出生届け
をあされた方に届けと同時に差上げます

何より子寶報國

昭和十六年六月三十日

伊東町役場

〈資料4〉「出生子へ町からのお祝い」

砂糖割当量が一ヶ月につき六八一斤減らされた。割当の基準が、現在人口から昭和十五年国勢調査の人口に突然変更になったのである。

町では医療用・冠婚葬祭用・新出生子全員への白砂糖プレゼントをもに断念する他なく、乳児の人工栄養児に限って一ヶ月一斤の特配を行うこととした。県へその窮状を訴えても得るところはなく、九月分からはかえって大人一人〇・四斤に砂糖配給量を減らされる始末であった。

②六月三十日付の回覧「出生子へ町からのお祝い」は、配給事情の悪化にともないこうして幻の特配となってしまった。

また、配給の減少や遅れは砂糖だけのことではなかった。ここで⑦十一月二十五日付の回覧をみると、子どもへの菓子配給も「長い間」滞っていたこと、やつと入荷できたのでキャラメルの特配をするがすべての子どもにまでは行き渡らないことが伊東食料品小売商業組合から隣組員に知らされていた。

菓子の場合は生産者と小売業者の取り引きが配給統制され、業者と隣組員の間はまだ自由販売というのが原則であった。しかし伊東食料品小売商業組合菓子部は、配給体制整備にすすんで協力して、住民への割当販売をしていた。

米英との大戦争を五ヶ月後に控えて、地方の町村・伊東ではすでに乳児の砂糖・子ども用の菓子さえ満足に供給できない状態が生まれていた。

三 闇取引と統制経済と隣組

では、民需物資が増産されずにその配給が滞れば、盛んになるものは何か。それは数々の闇取引である。その防止のために回覧されたのが、伊東食料品小売商業組合商業報国会 鈴木正夫からの「会員に告ぐ」と

いう十一月四日付の⑤の文書であった。

そこには「吾々の最も恐れなければならない事」として、当時の闇取引の考えや伊東の実態が次のように記されている。

一、値段や取引の方法は悪いが、物資を土地へ呼ぶ為には、多少の闇行為は仕方がない

一、道徳的に考えると悪いが、法律的には、今一步といふ処でふれない行為、即ち、抜穴を探して、法律とすれすれに仕事をする例へば、ミソ醤油、雑穀など、店頭で売らないで、心易い者や大口消費者へ流す

一、或は又、鮮魚で売っては、値段の点で引き合はぬから、此に加工して、公定価の出で居ない品物として売るとか

一、或は、青物野菜など、店頭へ出すより、大口消費者へ闇値で余計流すとか

一、お菓子などについて言へば、一寸見では分からない規格（品質）を落とした製品を売るとか

あの手この手の脱法行為である。商人がそうするのは、物資不足の下でそうしなければ利益が出ず、生きていけないからである。しかし、鈴木はそうは考えない。

彼は「業者が『何とかして統制されまい』として血眼になって居るところがいちばん恐るべき事」と述べ、「どうしたら此の戦争のどさくさを利用して利益を上げることができるか、と不都合な方向に努力すること統制の網の目を逃げよう逃げようと努力すること」などを批判した。

具体的には「土地に青物が無いから、是を欲しい為に、公定価格を越

へ居ても此を買ってきて売るとか、或は小麦粉について言えば、お百姓衆の手持品を買って来る」などの行為を国策の妨げとして問題視する。さらにそのような闇取引撲滅のために、町民を集めて町内外の各所で座談会を開く。商業報国推進隊員も、抜き打ちの街頭巡視と斤量・定価などの検査を行う。

それでは配給制の下で満足な商売などできないだろうと思えば、その通り。鈴木の場合の行き着くところは、次のような小売業の自己否定と配給業への転換であった。

「私益優先の商業を公益優先の配給業へと切り代えるべき重大な時期……今までは身にしてみても利益は少なくなる……整理統合によって自分ののれんと別れねばならないことも覚悟……座談会では各部門の企業合同問題その他に就いてもお話を……」

やや時代は下がるが、昭和十九年の湯川一丁目では町内会長―雑貨商（四二歳）・第一隣組長―事務員（三六歳）・第二隣組長―写真師（四〇歳）・第三隣組長―魚商（五六歳）・第四隣組長―鳶職（三二歳）・第五隣組長―会社員（五〇歳）・第六隣組長―土木業（四五歳）・第七隣組長―雑貨商（四二歳）・第八隣組長―医師（五〇歳）となっている。¹³

会社員・事務員は九人中わずか二人にすぎない。ここでは、隣組の指導者自身もその多数が小売・自営業なのだ。そこで商業報国会会員への⑤の回覧文書は、隣組を通して回覧された。

伊東町での統制経済とは、その彼らの生業が以上のような形で彼ら自身の手で取り締まられ、やがては町の流通構造が小売から配給中心へと変わっていくことであった。

その統制を推進する基礎単位はまたまた隣組だが、それをさらに後押ししたのは警察署である。その考えを記したものが⑥十一月十八日付の

「最近の事柄について伊東警察からのお願い」と題する文書であった。

「石鹼は今にでもすつかり無くなって終ふかの様に、まことしやかに言ひふらされて居りますがこれは所謂敵性国の謀略戦術でありまして我々日本国民は断じてこの戦術にかかつてはならない」

「デマをすぐ信じて買ひ漁りの如き敵国に利益を与える様なことは死んでもせぬと言ふ固い決意で国難突破に邁進して願いたい」

それによれば、不足がちな石鹼を余分に買うことは「死んでも」してはならない利敵行為であり、そうする者は敵性国の謀略に引つかかった「日本国民にあらぬもの」非国民ということになる。隣組の中では生きていけない。

民需物資の増産はせず、しかも「お願い」とは言いながら、法による処分もちらつかせて売り惜しみ・買い溜め・買い漁りを取り締まる。その時、警察は、やはり隣組を通してその取締を徹底しようとした。

「国民経済生活の地域的統制単位として経済統制の運用と国民生活の安定上必要なる機能を發揮せしむる」（『常会の栞』）という当局が期待した隣組の役割は、伊東町においては警察のバックアップの下に以上のような形で果たされようとした。

では、そのような経済統制の中で、町民の戦時体制はどうつくられるのか。やがて十二月八日に米英との戦争が始まると、その二日後には湯川区の隣組に「防空について」と題する伊東町役場以下連名の⑧の文書が回覧される。それはB4判三枚にわたるもので、警報の伝達・警戒管制・空襲管制・その他について、「雨戸をふさいで光を漏らすな」などと詳細な指示がある。

だがここで注目すべきは、空襲を受けた際にどう行動するかが何も書かれていないことだ。「空襲管制」といつても、それは「敵機来襲ノ危

険アルトキ」の話で、空襲された時の対応ではない。実際に空襲された場合は焼夷弾にどう対処するか、いつ仕事をやめて防空壕に退避するかなどはまったく想定されていない。それが、当時の行政当局の「防空」認識であった。¹⁴

なお、「警報ヲ聞キ次第組内ニ伝達ノ上管制ノ徹底ヲ期シテ下サイ」と依頼されるのは、ここでも家庭防空組合長⇨隣組長であった。

このように以上九点にわたる昭和十六年の湯川町内回覧文書を見ると、伊東町での召集・配給・防空という活動が隣組を基盤にどうすすめられたか、その下での民衆の戦時生活がどんなものであったかが鮮明に浮かび上がってきた。

まとめれば、日中戦争四年目の昭和十六年には、伊東町では防諜を理由として兵士の盛大な歓送が中止される。また、細かい生活規制にもかかわらず国の配給体制・統制経済に早くも大きな問題が生じ、闇行為の取締に警察までが乗り出してきた。反面、防空に関しては、まだまだ空襲の実際の危険については認識されていない。

では、日中戦争に加えて米英との戦争がすすむと、伊東の町民生活にはさらにどんな変化が生まれるのだろうか。次はアジア・太平洋戦争下、昭和十九年の湯川区回覧板文書について検討してみたい。

四 昭和十九年……さらに窮迫する町民生活

昭和十九年の湯川町内の戦時生活関係回覧板文書は、五七点に激増した。これは、昭和十六年に比べて六倍以上の量である。それらの文書は、
 一 戦争協力体制
 二 防空・警備体制
 三 配給
 四 増産・供出

〔資料5〕昭和十九年の戦時生活関連回覧板文書の要点―伊東町湯川区

（一）戦争協力体制の強化

- ① 1・13 西南太平洋従軍報告大講演会―米英謀略の実態を暴く・ラバウル海空撃滅戦
主催読売新聞 後援伊東町 同銃後奉公会
- ② 4・20 英霊帰還日時変更通知―四月二十一日午前七時十六分 故陸軍少尉大川潤蔵
伊東町銃後奉公会
- ③ 5・2 隣組長連絡協議会開催の件―伊東町貯蓄目標達成・隣組各貯蓄組合員の貯蓄
方法・同組合長の責務と事務取り扱い方・簡易保険一億新加入運動の件など。
- ④ 5・31 優良多子家庭調査依頼の件―満六歳以上の子女十人を一人も死にさせず自ら
育成したもの。 伊東町長下村亀太郎
- ⑤ 6・29 英霊帰還に就いて―故陸軍上等兵佐藤光智殿（鎌田）七月二日午後六時
四十二分伊東駅着 故陸軍一等兵宮城鶴吉殿（岡）七月三日午後四時三十三分伊東駅
着 伊東町銃後奉公会
- ⑥ 12・2 回覧―健康不良の在郷軍人は、十二月五日までに町役場軍人会事務所に申告。
身体検査日は後日通知。申告しない者は兵役可能と判断。
- ⑦ 12・4 大東亜戦争第三周年記念米英撃滅総常会の件―十二月八日に西国民学校講堂
にて。奮って参加せよ。 伊東町役場軍事課 在郷軍人会伊東町連合会
- ⑧ 12・8 招魂祭執行―町戦没者の招魂祭を十二月十二日に西小忠魂碑前にて行う。
大政翼賛会伊東支部 伊東町長太田賢治郎
- ⑨ 12・23 伊東町常会協議要項―二万五千の町民は、断乎鬼畜米英を撃碎屈服せずんば
止まず。「神国必勝」の国民的信念の強化。新生活刷新―新年より毎朝神棚に礼拝・
門松と回礼の廃止。消費を極度に節約。役員交代を厭わない。貯金の掛け金を隣組別
に集金。「お金はみんな預入れて決戦の新年を迎えませう」運動実施。町内新聞配達
委託。

（二）防空・警備

- ① 1・3 準備管制の強化について―毎日午後十一時より翌日払暁まで屋灯は一戸一灯
街路灯滅灯につき夜間の女子の外出に十分注意。 伊東町役場防空本部
- ② 2・28 警察から至急管内の皆様へ要請―一、デマに惑わされず当局を絶対信頼し、

米英撃滅の信念を固めよう。二、隣組は防空防火の態勢を整え、戦闘配備に。三、輸送混雑のため、東京横浜方面の旅行はなるべく中止。四、灯火管制を一層厳重に。

- ③ 5・19 建築物利用統制規則について―防空法に基づき、空き家となったり自家用でない建物を建てたら五日以内に届出。用途以外に使う時は二十日前までに届出。
伊東警察署 伊東町役場
- ④ 6・6 防空講習会開催方の件―隣保班長以上が集合。六月八日西国民学校校庭。
伊東警察署 伊東町役場
- ⑤ 6・15 火防宣伝映画「山を守る人々」上映に就いて―伊東劇場及び演芸館
伊東警察署 伊東町役場
- ⑥ 8・23 回覧―八月二十四日より一週間伊東劇場ならびに演芸館にて「焼夷弾爆撃」
（文化映画）を上映。空襲必至の情勢下防空知識の昂揚を期する。
伊東警察署 伊東町警防団
- ⑦ 9 空襲時の放送について至急お知らせ―警報時に軍の指示で敵機状況を速報
することあり。それに応じて行動し、余計な心配や不必要な退避で生産を落とさない。
伊東警察署 伊東町役場 伊東警防団
- ⑧ 9・11 実戦的防空訓練実施―十九日に県官が出張して実戦的訓練を行う。資材設備・
防空服装・待避所（壕）・計画配置・準備指導の具体的項目を留意実行せよ。
伊東警察署 伊東町役場 伊東警防団
- ⑨ 11・4 防空態勢強化に関する件―大規模空襲は必至。対潜関係の灯火管制を厳重に。
午後十一時以後は空襲管制。退避壕をつくり分散退避。日常防空服装を整え、不要不
急の外出はせず。防空資材設備を点検準備 伊東警察署 伊東町役場 伊東警防団
- ⑩ 11・7 防空重要回覧―警報下の用意、動作が不十分な者あり。至急反省して改善を。
今回は県下一斉。発令中着流しの服装で作業・そのまま炊事・路上で遊戯・ガラ
ス戸などの開閉、取り外し、水の汲み置きが不十分
伊東警察署 伊東町役場 伊東警防団
- ⑪ 11・18 沿岸警備第一期訓練実施の件―十一月二十日午前九時 西国民学校 弁当
伊東町長太田賢治郎
- ⑫ 12・13 灯火管制強化に就いて―空襲はいよいよ本格化。夜間爆撃の公算きわめて大。
日没より二十三時まででは警戒管制程度、払暁までは空襲管制程度。
伊東警察署 伊東町役場

三三〇 配給

- ① 1・17 妊産婦用鯉特配のお知らせ―妊産婦手帳・印鑑を持参し物資課で購入券の交付を。一人当たり約百三十匁 百匁金五十銭 伊東町役場物資課
- ② 4・3 家庭用塩購入票に就いて―四月からは各家庭への交付が幾分遅れる。四月分は、今ある購入票だけで買える。白塩無き時は原塩の購入を。伊東町役場物資課
- ③ 4・5 今度の米配給に就いて―内地米と干甘藷を配給 隣組長宅に袋を置き。 物資課
- ④ 4・12 補修用布の配給に就いて―購入票は、衣料品毀損程度多い家庭を優先に配布。衣料切符点数は、一ヤールに付き五点、他に転用せぬこと。モスリン捺染(百匁二十四銭)・金巾晒(百匁九十三銭)の端切れで大きさ・色・柄に違いあり。汚点や傷ものもある。 伊東町役場物資課
- ⑤ 4・20 「ネル」「小巾反ネル」「足袋」配給に関して―購入票に制限切符と点数切符を併せて商店に。 伊東町長下村亀太郎
- ⑥ 4・20 皆様のちり紙購入店がままりました―入荷の都合で一定販売日の約束が出来ず。今回は二十二日より一週間。一人〃二人まで半把 十八人以上六把 伊東町役場 伊東家庭雑貨小売商業組合紙文具部
- ⑦ 乾海苔の配給―四月二十六日より二十八日まで 一人〃四人一帖 十人以上四帖 村上商店(手書き)
- ⑧ 三・四月分マッチの配給―五月九日より十三日まで 一人〃五人並型九三十六銭 配給所村上商店(手書き)
- ⑨ 家庭用食肉配給に関する件―公正円滑に配分。牛肉購入券十八枚 伊東町長下村亀太郎
- ⑩ 5・1 砂糖配給量変更就いて―一人〃五人までの一人分は〇、三斤 伊東町役場
- ⑪ 5・17 豆腐の配給について―今度から豆腐は購入券にて販売。製造の關係で町内別に順次配給。三人までの世帯は一丁、四人以上の世帯は二丁。 伊東町役場
- ⑫ 5・22 家庭用石鹼配給の件―四、五月分として、一人二人世帯には浴用石鹼一個。集成購入券の予備切符に記名捺印して五月二十五日より三十日まで配給所にて購入。 伊東町役場
- ⑬ 5・29 乳児用石鹼配給について―生後一ヶ月以内の乳児 妊産婦手帳と認印持参で物資課へ 伊東町役場
- ⑭ 6・7 生梅売買証―配給六月三十日まで 隣組長は数量を入手した者のみに証明書を発行。 伊東町役場

- ⑮ 縫糸制限小切符に就いて―昭和十八年度は綿糸のみ、十九年度は綿、人絹、絹等に通用。点数は五匁に付き一点。
- ⑯ 販売所 原竹商店・日野屋呉服店・根本呉服店・相模屋百貨店・大川足袋店
- ⑰ 6 家庭用縫糸配給について―新衣料切符の交付後隣組を単位に配給 一人当たり「六匁七」程度。
- ⑱ 7 自家用梅漬鹽特配購入券交付に就いて―生梅売買証持参者に限る。
- ⑲ 7 家庭用食用油に就いて―七月五〃七日まで家庭用食用油購入券第三回券に記入捺印して配給所に持参のこと。一〃三人の世帯は二合。六ヶ月以上の妊婦には一合特配。
- ⑲ 8・1 菓子配給に関する件―数え年十歳以上の子どもに一人十銭の菓子を配給。集成購入券を持参。 伊東町役場
- ⑲ 8・5 指定衣料品配給の件―別珍足袋購入票 大十六枚 中十六枚小八枚 制限切符と点数を添えて。各組大中小五枚宛て。 伊東町長下村亀太郎
- ⑲ 8・28 孟蘭盆用酒配給の件―割当数量二級合成酒券百二十四枚(一世帯三合七匁強) 伊東町長欠員に付代理助役石田智平
- ⑲ 9 家庭用器物配給の件―各種購入券を適正に配分。一、結婚新世帯 二、別居世帯 三、移住罹災者 四、既宥の破損 五、家族増加 六、その他 伊東町長太田賢治郎
- ⑲ 9・22 下駄配給の件―購入券を適正に配分。雑並下駄購入券九十三枚(八十五銭)・疵下駄購入券十六枚(五十銭)・子供下駄購入券十九枚(五十五銭)・塗下駄購入券十九枚(二匁九十五銭)。一世帯にすれば一足強 人口割による。 伊東町長太田賢治郎
- ⑲ 10 補修用布及オシメカパー配給に関する件―補修用布購入券二十二枚 オシメカパー五枚―生後一年未滿で真に必要な嬰兒に配給。購入者は妊産婦手帳を持参。 伊東町長太田賢治郎
- ⑲ 11・5 牛乳優先配給実施に付御知らせ―県令に基づき十一月五日より施行。資格者―(一)一歳以下の乳児で母乳不足か使用できない特別の理由ある者―三ヶ月以内。(二)二歳以下の幼児で牛乳が必要者―三ヶ月以内。牛乳以外に主たる栄養が取れない病者―一ヶ月以内。(三)牛乳を必要とする妊産婦―二ヶ月以内。五歳以下の幼児で牛乳が必要な者―二ヶ月以内。順位が(二)以外の病者―一ヶ月以内。医師の証明が必要(妊産婦は産婆も可)。 伊東町役場
- ⑲ 11・15 警告の一―集成購入券の引き換えを近日行う。転職・転居・入営などの届け

を怠ると咎めを受ける。警告の二―出盛りの甘藷が続々配給されるので米の代替に。代替は米一升につき甘藷は約一貫五百匁、馬鈴薯は約二貫匁。伊東町役場物資課

⑦11 下駄鼻緒配給に関する件―購入券六十九枚を送付。有効期間十一月二十〇二十五日 伊東町長太田賢治郎

⑧12・14 回覧その二―正月用もち米配給に就いて 配給量は最近の食糧事情に鑑み、飯用米配給量から差し引く。その三―妊婦用黄名粉特別配給に就いて一人百匁二十二錢。伊東町役場

〔四〕 供出・増産

①1・30 街路灯撤去活用申し込み―昭和十七年以来遊休施設と化した街路灯を時局に鑑み撤去。

②2・17 祈年祭―食糧増産の一方、豊穰と豊漁を神に祈り各戸国旗を掲げ神社の祭典に多数参列を。家庭職場でも祈ること。

③5・1 ヒマ・ヘチマ・ハト麦栽培について―ヒマは隣組で昨年の二倍供出。ヘチマも昨年の四倍一万六千本供出……ハト麦は少しでも作って自家用に。

④? 野菜の増産とひまへちま鳩麦の収穫―野菜不足のため、秋蔬菜から冬蔬菜 伊東町長下村亀太郎

の四つに大別できる。まずはその概要を日時を追って分野別にまとめ、〈資料5〉として紹介してみよう（日時不明の文書は、綴られた位置関係からその時期を推定した）。

まず、(一) 戦争協力体制の強化については九点の文書が残る。伊東町では、昭和十九年一月にはラバウル海空撃滅戦の大報告会が開かれた。はなばなしの戦果を宣伝して町民の戦意を高揚するためだ。だが、報告すべきめざましい戦果がなくなつた十二月に開かれたのは、米英撃滅総常会であつた。おそらくは、全町、いや全国挙げての国民総決起の場である。

さらに翌昭和二十年の新年からは、「神国必勝」の国民的信念を強化し、

まで自給の計画を立てる。畦道、舗道の空地、道路の両側、防空壕の周囲、掩蓋の上などを活用。ほうれん草白菜などの種を申し込み先着順に配布する。ひまへちまの収穫後は婦人会が月三回募集に回る。それまでにひまは実を乾かし、へちまは外皮を除いて精製しておくこと。伊東町役場

⑤?・23 塵芥処理について―堆肥とする塵芥からあらかじめ危険物などを除き、農家の労力を省いて増産に協力を。伊東町役場

⑥? 家兔飼養者数及飼養頭数調査依頼―成兔(毛用・毛皮用)仔兔(毛用・毛皮用)オスメス頭数を。伊東町産業課

⑦? 一般家庭用ミシン登録に関する件―付属品・修理部品の適正な配給のため。十一月二十日までに登録しないと、部品や針は一切配給せず。(工業用として登録のもの以外)・町内で計五百台登録。

⑧11・20 木炭増産ノ為進ンテ空俵ヲ出シマセウ―生産者より空俵不足で木炭増産が出来ずとの声あり。無償供出を。回収日十一月二十五日 国民学校生徒が戸別訪問。伊東町役場物資課

⑨12・14 回覧その一 銀の回収に就いて 十八・十九日に役場で即金買上げ。家庭の銀を全部供出せよ。伊東町役場他

毎朝神棚へ礼拝することがやはり伊東町常会の協議で決定された。戦局が悪化するほど「かたち」が優先され、精神論・神国意識が強調される。大講演(事実の学習)↓総常会(決意と総決起)↓神棚礼拝(各家庭での祈願)へとその実行単位も下り、取りくむ内容も現実離れしていく。代わりにいちだんと具体化していったのが貯蓄の推進方法であつた。

六月には町の貯蓄目標達成や隣組の貯蓄方法の協議がなされた。かと思つと、十二月にはそのためにも「消費を極度に節約」して「貯金の掛け金を隣組別に集金」することとなる。「お金はみんな預け入れて決戦の新年を迎えませう」運動も実施された。

昭和十七年の全国貯蓄目標は二三〇億円、昭和十八年にはそれが

二七〇億円に増額される。伊東町の割当総額は七二四万円であった。しかし、貯蓄運動はそれで終ることなく、翌十九年も「お金はみんな預けて入れて」というほど強力にすすめられたことがわかる。¹⁵⁾

昭和二十年四月に回覧の「沖繩決戦補給貯蓄実施方法」では、同五月四日よりの一週間で伊東町総目標額二、九五〇万円を集め、そのうち一世帯最低一五円以上を隣組を通して集めるとされたのだから、たしかに組長の苦勞は並大抵ではなかった。

隣組での「役員交代を厭わない」と決められたのは、逆にいえば役員としてこのような活動を推進することがいかに大変かを示している。

次に〈二〉の防空・警備体制に関していえば、一二点の文書が残る。爆撃被害を想定していなかった昭和十六年時に比べ防空が切迫した課題となり、「大規模空襲は必至」（十一月）「空襲はいよいよ本格化」（十二月）と予測される。

隣組が防空防火の体制を整えることが警察から要請され、防空講習会や焼夷弾爆撃映画の視聴、退避壕づくりが急ピッチですすめられた。伊豆半島の地理的特性をふまえ、町民を動員しての沿岸警備訓練や敵潜水艦警戒の灯火管制も始まる。

伊東町はもはや銃後ではなく戦場化しつつあった。十一月の防空訓練の際には、「着流しの服装での作業」「そのまま炊事」など、それにふさわしくない行動の改善が細かく指摘された。

では、そのような中、町民の命を支える配給はどうなっていたか。実は昭和十九年の湯川区回覧板文書の約半数の二八点は、配給関係が占めている。昭和十六年配給品の回覧は子ども用の菓子だけであったが、そのわずか三年後には、はるかに多くの物資が配給されるようになった。

その全生活にわたる統制組織として、伊東町生活必需品統制委員会を

町内の関連団体すべてを集めてつくることだが、すでに昭和十八年には町長から提案されていた。¹⁶⁾

さて、湯川区民の〈食〉に関しては、塩（原塩も）米（時には甘藷で代替）乾海苔（四人まで一帖）食肉（各隣組に引換券二、三枚）砂糖（一人〇・四斤から〇・三斤に減量）豆腐（三人まで一丁）菓子（一〇歳以下の子ども）食用油（三人まで二合）盃蘭盆用の酒・正月用もち米（配給米から差し引き）などの配給が回覧板で知らされた。

その配給量は細かく制限され、米・塩には時に代替品が混ざる。また、梅干はおかずの少ない戦時に欠かせない副食品であったが、昭和十九年になるとその原料の生梅すらかんたんには手に入らない。生梅や梅漬け鹽は生梅売買証持参者だけに配給されるという厳しさであった。

わずかに優遇措置があるのは、妊婦や乳児・病者である。といってもそれは特別な上等品ではなく、たとえば妊婦には寒鯉。だが、そのわずか一三〇匁（四九四グラム）の「優遇品」を手に入れるにも、妊産婦手帳・印鑑を持参の上、六五銭を支払わなければならない。他に妊婦には黄な粉の特配もあったが、どれほどの栄養補給になったのだろうか。

乳児の優遇品は牛乳であるが、一歳未満で母乳不足であっても牛乳の特配期間は三ヶ月以内であった。それに続いて、牛乳が必要な妊産婦は二ヶ月以内、同様に病者は一ヶ月以内などと「優遇」の程度にも厳密な基準が示され、しかも購入には医師等の証明が必要だ。

「子どもが育ち、弱者が生きる」……そのための食料入手にもこうした優先順位が設けられたのが、昭和十九年の伊東町であった。

次に〈生活〉関連の配給品では、こんなものかと思うものまで配給されていた。たとえば補修用の端切れもそうであり、文書には「大きさ・色・柄に違いあり。汚点や傷ものもある」と記されている。

一人当たり二三グラム程度の縫糸、傷下駄や下駄の鼻緒も配給である。家庭用器物は、購入券を持ちしかも結婚新世帯や移住罹災者など六つの条件のどれかに当てはまらなければ購入できなかつたが、いったい罹災者が購入券を持っているものだろうか。

生活用品の優遇は、乳児用石鹼（生後一ヶ月以内）おしめカバー（生後一年未満で、「真に必要な者」のみ）などには認められたが、いずれも妊産婦手帳などの提示が必要なことはいうまでもなかつた。¹³

五 それでも供出・増産を

ではそのような中で、伊東町湯川区の隣組にはどのような供出・増産が可能だったのだろうか。

まずは、灯火管制にもなつて不要となつた街路灯の撤去・供出である。夜の温泉情緒などは、もはや認められない。増産では、ヒマ・ヘチマ・ハトムギなどがあげられる。ハトムギは自家用であり、ヒマからは航空機エンジンの潤滑油を取り出す。では、ヘチマは何のために供出するのか。

実はヘチマも軍用である。その供出については静岡県田方郡農会・日本馬具株式会社編『糸瓜栽培指導の栞』（昭和十八年三月刊）に、こう述べられていた。

「愛馬は今立派な物言わぬ兵器です。貴下方が生産なさる一本の糸瓜の為に鞍傷も出来なくて元気に重い弾丸を運び又は前線の敵兵を追いまくつて居ります比の愛馬の為に銃後の我々は宅地に空閑地に或は日除とし立木垣根等を利用して報国感謝と併せて農家の福利増進の為に大々的に増産をいたしませう」

馬で敵兵を追いまくるといふのは時代錯誤としても、ヘチマが軍馬の鞍のクッションに使われるのは事実である。自動車やガソリンに事欠く日本軍は、兵器・物資の輸送をこれまで以上に馬などの畜力に頼らねばならない。その軍馬に必要なだから大々的にヘチマを増産せよというのは、馬具会社、ひいては陸軍からの真剣な要請であつた。

伊東町では、前年の四倍、一万六千本を昭和十九年の生産目標とした。その引き取り価格は、三〇センチほどのもので二一銭五厘である。今や、膨大なヘチマが、日本軍の近代戦を支えようとしていた。

ウサギからは軍の防寒用毛皮を取る。塵芥は農家の堆肥として増産に役立てる。空俵は伊東西国民学校の児童が回収し、また炭俵として使えば手間が省けてこれも増産につながる。家庭用のミシンは、町内で最低五台を登録して軍用品の縫製に役立てる。家庭にある銀は、これも航空機用として「全部供出」するのであつた。

伊東町湯川区の隣組は、こうしてその全生活・全存在を根こそぎ戦争に動員され、いよいよ最後の昭和二十年に向つていった。

六 竹下浦吉の見た「昭和二十年」

その昭和二十年の伊東町の世相を日記に活写したのは、伊東町玖須美区の書店主・当時六四歳の竹下浦吉であつた。彼はかつては文選工として「平民新聞」にも関係した人物である。

彼は五月五日の日記には「死力を尽くして戦い勝つ」と書きながらも、その直後には「いったい愛国者の道とは現実に目をふさぐことか、その矛盾を正そうとすることか」と自問していた。

竹下の日記は、戦後改めて『浦水時局雑感』という二冊の冊子にまと

められる。その一部を抜粋してみよう（「浦水」Ⅱほすいとは浦吉の号である）。

①昭和二十年八月九日

疎開家屋破壊のために七八名の青年団員がお手伝いに来て居る。何れも半ズボン丈で真黒な裸姿である。そしてどの青年も痩せ衰へて胸骨が一ツ一ツにハッキリ現はれて居る。彼等は少しばかり仕事をししては憩んで居る。如何にもたいぎさうである。

昼食の弁当を見ると小さいニュームの弁当箱に少し斗りの豆粕飯が這入つて、傍らにチョッピリ香の物が並んで居る。血気盛りの彼等が之れでは耐らない筈だ。彼等の今の境遇は平和時代の囚人以下だ。之れでは増産を如何に絶叫しても無駄の事である。……

餓えるから働けない。働けないから食料が激減する。循環的に国民生活は貧窮になるばかりだ。之れが貧困な作文政治だ。作文政治で戦争に勝ち抜かうとして居る。愚かな話だ。（改行は筆者）

②昭和二十年八月十一日

△作文を作る丈の政治、それを放送する丈のラヂオ、それを宣伝する丈の新聞。

△一日二合の豆粕飯切りで塩も味噌も醤油も配給が無い。これでは意地にも我慢にも働けないと言つてゴロゴロ寝ころんで居る国民あり。これで戦争が勝るとしたら戦争ほどボロイ商売はない。

△疎開家屋を取壊しに来た自由労働者と奉仕の学徒がある。一方は闇食に肥へ太つており、他は二合の豆粕飯に瘦軀鶴の如くである。

△△八円五十銭の日当の外に、それに数倍する闇賃金が自由労働者

には附随して居るそうである。学徒は無報酬腹ぺこの奉仕であるといふのに。

△労働者曰く「一升四拾円の米を食つて居るのだ。式拾円や三拾円の日当で働けるけえ」と成程ね。

△曉方に女の悲鳴と男の怒声とが交錯して物凄く聴こゆ、男は最近魚屋より農業に転身せる某氏なり。菜園あらしの女が捕へられたらしい。……女は疎開の若き娘である。……空腹に耐へられぬ為の犯罪、我等は盗まれる人、盗む人何れにも同情する。

ここで明らかなのは、「平和時代の囚人以下」「一日二合の豆粕飯切りで塩も味噌も醤油も配給が無い」というところまで窮迫した町民の生活である。追いつめられたあまりの若い娘の菜園荒らしにも竹下は心を痛める。だが、その対極には、闇賃金と闇食に肥え太る者がいる。

その矛盾と「循環的に貧窮になる国民生活」に向き合わず、増産、「はらぺこの奉仕」に国民を駆り立てるだけの「作文政治」。その「愚かな」政治を、彼は地域の事実をふまえて告発する。②の日記の六つの△項目には、昭和二十年の伊東町をすどく見つめる竹下のまなざしがある。

では、湯川区の見聞板文書では、その時何と呼びかけられていたのか。〈資料6〉は、「アルミ貨の総動員」をさげぶ昭和二十年三〜四月の「隣組緊急回報」である。なぜアルミ貨を回収するかといえば、そこから航空機用のジュラルミンを製造するためだ。原料のボーキサイトの輸入が途絶したための苦肉の策であった。

最も大きな十銭アルミ貨は、昭和十五年四月十一日から銅節約のために発行された。はつきりいえば、代用品だ。それから五年、今度はそのアルミ節約のために、錫貨や小額紙幣に代えられる。政府は、すでに陶

隣組緊急回報

アルミ貨の總動員!!

一枚残らず航空決戦へ!

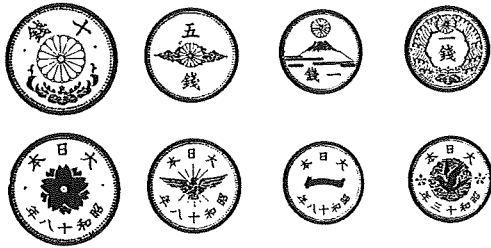
本土も戦場と化した今航空戦力増強への要請は日と共に激化する一方です

一枚のアルミ貨といへども国内に休眠するを許しません。

御所持のアルミ貨を全部引換ませう。

私たちの引換へるアルミ貨は其のまゝ航空機の翼となり發動機となり敵撃滅の新鋭機となります。

アルミ貨全面引換期限四月三十日まで



- ▼各町内會部部落會隣組などで各戸からアルミ貨を取まとめ最寄りの引換機關で錫算小額紙幣などと引換へて下さい。
- ▼引換機關は銀行信託會社保險會社市街地信用組合農業會無盡會社等であります。
- ▼引換へる時にはその種類に不拘五十枚毎に五銭(五十枚未満の場合)の手数料が支拂はれず

大藏省
静岡県
中央物資活用協會
伊東町役場

認印

〈資料6〉「アルミ貨の總動員」をさけぶ昭和20年3~4月の「隣組緊急回報」



伊東町役場

驕る米の息の根とめ

今こそみんなで
掘り出さう松の根
戦力増強の根源 松根油を我々の手で

◎松根油は血の一滴

松根油は航空機用その他重要な作戦用に是非とも必要な燃料であり、その増産の如何は戦局を左右するといへば可い。

特攻隊の必死必中と航空機の増産と、松根油の供給とをヒケをとらぬやう、松根油の供給こそは、全國民に課せられた五項下の絶対使命であります。

◎松根油の原料

(伊東地方では「アカシ」と呼ぶ)
我々の身近の地中でぬもつておる松の根(伊東地方で所謂「アカシ」)がその原料です。脂肪に富んでおる松の根は、樹齢三四十年以上の松の樹で、伐採後(なるべく十年以上経過)地中に埋もれた儘になつてゐる根株(所謂「肥根」)を最良と見ます。

すか、今度の緊急大増産では、徹底的に掘り起し、ひとかけりでもお役に立てなければなりません。

◎松根を掘り出さう

先づ土地の事情に精通してある方の指導で、近くの山野等に古い根株を探しあてておき、掘り出し作業は隣組で協力し共同で進行する。かよるに大きい根株を掘り出す場合には、口径一寸内外長さ一尺内外の大きさに小割してかきとり、作業はトラクですし、乾溜(農業會が担当)にも便利で、何れ乾溜装置運出が出来れば、仕事の割合をしますから、それまで待機し用途を進められたい。

警告 警告 報甲は夜間線でもラジオが聴けます

従来晝間の警告報発令に際して軍情報の聴取に不自由なつた夜間電燈線の家に晝間でも警告報中は送電されることになりました。

電燈がつけ放しにされぬようおそれがあります。即電しつゝから電球の長持持袋の立かきも、そのうえ充分注意され軍情報も聴取されたい(以上関東電報局より。注意を)

〈資料7〉松根の掘り出しを呼びかける伊東町役場からの回覧

貨の試作まで行っていた。

「本土も戦場と化した今……一枚のアルミ貨といへども国内に休眠するを許しません。……アルミ貨はそのまま航空機の翼となり発動機となり獣敵撃滅の新鋭機となります」とはいうが、すでに戦場と化した本土で「獣敵」がまっさきに爆撃し壊滅状態にあったのは、その航空機工場であつた。アルミ貨は、どこで「翼」になるといつのか。

続いて隣組に呼びかけられたのは、松根の掘り出しである。伊東町役場からの回覧には、「驕米の息の根とめるため 今こそみんな掘り出さう」と記されている。(資料7)

最も脂分に富んでいる樹齢三、四十年の伐採後の松の根(いわゆる肥松)を地中から掘り出し、一寸(約三・三センチ)×一尺(約三三・三センチ)に小割りするのだ。近隣の小室村(現伊東市内)でも、その輸送のため村長を先頭に畜力挺身隊が組織された。

ただ、「何れ乾留装置が出来てから仕事の割当をしますから、それまで待機」と回覧にあるように、伊東町ではその乾留の準備さえ整わない中での動員である。それでどうして敵の息の根が止まるのか。アルミ貨といふ松根といふ、いくら民衆を動員してもすでに戦力増強には結びつかなくなっていた。

悪化する事態を「勇ましい言葉」で逆に描いてきびしい現実から目をそらす。それが竹下の言う「作文政治」の典型であつた。

さて、湯川区の最後の戦時回覧板文書は「特攻精神顕彰資金寄付運動要項」と題するもので、特攻隊遺族の援護団体への寄付呼びかけである。「正二本土決戦ノ段階」、敵は「短期決戦ヲ焦リ機動部隊ニ依ル物量攻撃凄愴苛烈」、それに対して「我が特攻隊ハ皇国護持ノ重責ニ任ジ必死必中ノ攻撃ヲ決行」しつつかるとその「趣旨」は述べる。

その「至誠尽忠」に対する「国民感謝ノ赤誠ノ発露」としての自発的な運動が、国の全面支援の下で隣組に呼びかけられたのだ。万感の思いで「必死」の攻撃に赴くのが前途を絶たれた青年であれば、その遺族援護を要請されたのは「平和時代の囚人以下」に窮迫した町民であつた。

その寄付運動の期間は昭和二十年七月二十日から八月三十日までである。つまり、八月十五日の敗戦によりこの遺族救助運動は中止されざるを得なかつた。それは同時に、隣組運動や戦時回覧板の終焉でもあつた。

七 戦時回覧板研究の意義を考える

こうして湯川区の戦時回覧板文書の比較から明らかになつたのは、伊東町における戦時生活の形成とその加速度的な窮迫の実態であつた。

これらの文書は「すべての分野にわたつて町民を統制し、戦時体制に組みこむ」というその性質上、〈食〉〈戦災〉など特定の分野に片寄らず、当時の戦時生活のすべてを幅広くカバーしている。

各個人の体験談や日記は戦時生活を考察する上で貴重ではあるが、そこに個人の考えや印象が入るのは否めない。ところがこれらの回覧板文書は、各個人にそのような体験を強いた側の客観的な文書資料であり、しかも全体性を持つて直接民衆に示されたものである。

したがつてこれらの文書は、町民が行政から具体的に何を求められたか、彼らが隣組を通して何を申し合わせそれをどう実践しようとしたかを詳しく記す。それを読み解くことで、中央で定めた国策が地方でどう具体化されていったかが分かる。戦争協力・配給・増産・供出などの分野で国家がいつどんな論理で地域の民衆を動員しようとしたかが明らかになる。

そこには主観が入っていないから、他の年次との対照や月日を追つての比較・分野ごとの分類などが可能となる。行政文書と対照し、個人の記録を援用すれば、その時代背景も考察できるではないか。

戦時中に町民を統制した「紙の組織者」は、そのような分析を経ることと隣組の下での配給生活・戦争動員の実態を今日に伝える貴重な「紙の証人」となる。今後はさらに他の市町村の隣組回覧板文書を発掘し、その比較・研究をすすめていきたい。

〈注〉

(1) (2) はともに「昭和十六年伊東町役場事務報告」による。(『昭和十七年度町会議案』伊東町役場文書一七所収)

(3) 伊東町における隣組の組織状況については、昭和十五年伊東町役場事務報告に次のように述べられている。「新体制下部組織ノ整備 外生存権確保ノため不転ノ決意ヲ以テ支那事変ヲ遂行シツツアルト共ニ内高度国防国家ノ確立ニ邁進シツツアリ 即チ新体制究極ノ目標タル高度国防国家ヲ建設スルタメニ必要ナル国内新体制確立ノ完壁ヲ期スベク其筋ヨリ町村下部組織ノ整備ニツキ指示スル処アリ 本町ハ十月十三日西小学校講堂ニ町民大会ヲ開催シ町民ニコレガ主旨ノ徹底ニ務メルト共ニ隣組結成ニ着手シ十月末日ニハ全町ニ亘リ整備ヲ見タリ……」

(4) 旧伊東町は、昭和二十二年に小室村と合併して伊東市となり、昭和三十年にはさらに宇佐美村・対島村と合併して今日に至っている。人口は現在七万四、九〇〇人に達している。

(5) 昭和十五年伊東町役場事務報告「隣組結成表」による。

(6) 「伊東町翼賛関係文書綴」より……大政翼賛会伊東支部の下部組織ではなく、支部と「表裏一体」の関係と位置づけられた翼賛壮年団については、稿を改

めて分析したい。はじめ「大政翼賛会ノ指導ノ下ニ其ノ一翼トシテ地域職域ニオイテ率先体制翼賛運動ニ挺身」と記されていた団則案は、論議の中で「大政翼賛会ノ指導ノ下ニ其ノ一翼トシテ」という文言が削除され、「大日本翼賛壮年団ノ静岡県伊東町支団トシテ大政翼賛運動ニ率先挺身」と改められた(昭和十七年三月一八日改正)。

(7) 矢野恒太記念会編『数字でみる日本の一〇〇年』改訂第3版、国勢社、平成三(一九九二)年

(8) 昭和十五年伊東町役場事務報告「隣組結成表」による。

(9) 湯川区回覧文書のはじめには、この「新体制国民必携 常会の栞」がきちんと綴じ込まれている。

一、新体制とは―万民翼賛臣道実践 二、大政翼賛会実践要項 三、新体制下部組織の目的 四、常会の意義 五、常会の開き方 出席表 貯蓄表 申合せその他(以上三つは記入式) 明治天皇御製(天皇自作の和歌七首) 大日本国民経―ただしその内容は、「日の本はこれ神の国……」と神道的色彩が濃厚である。(附)『隣組』『常会の歌』の歌詞

以上がその概要である。

※二、新体制下部組織の目的」を詳述すれば次の通りである。

(一) 隣保団結の精神に基き市町村内住民を組織結合し万民翼賛の本旨に則り地方共同の任務を遂行せしむること。

(二) 国民の道徳的錬成と精神的団結を図るの基礎組織たらしむること。

(三) 国策を広く国民に透徹せしめ国政万般の円滑なる運用に資せしむること。

(四) 国民経済生活の地域的統制単位として経済統制の運用と国民生活の安定上必要なる機能を發揮せしむること。

(10) 伊東町では、昭和十二年の国民精神総動員運動の際も、「生活の改善刷新を図ること」など一三の事項の実行が町長から町民に呼びかけられた。しかしここでは「各区町内を単位として生活改善事項の申し合わせを為し各自実行を期すること」とされている。つまりその実践単位は「各区町内」という広

い範囲であり、申し合わせの実行いかんも「各自」に委ねられていた。(昭和十二〜十三年 伊東町議案書) なお、昭和十六年の文書「社会生活改善」の大意は、次の通りである。

第一 祝賀関係―子どもの七五三などのお祝いは現金を贈り、それを基礎郵便貯金として蓄積する。入営、応召、退営、帰還の振る舞いは簡素にして酒は祝い酒程度。建前、開業、賀の祝いなどは行なわず、各種の宴会は廃止。

第二 婚札関係― 結納金は十円以下。二 挙式は合わせて二十名以内、祝宴はなるべく自宅で参列者のみ一人三円ほどで十時まで 三 新郎は国民服・新婦は無地紋服を限度とし、調度品は箆笥一棹程度、余力で国債などを買って持参。四 披露宴や祝儀は全廃、はがきにて披露。五 婚姻届は前もって署名捺印し、神前に捧げる。六 当日の婿入りはせず、新婦里帰りの時に同行。七 新婚旅行は廃止。八 婿入り嫁入りの際仲人宅では茶菓の接待のみ。九 以上で節約した分は結婚記念貯金にまわし、一家の大事以外は引き出さない。

(11) 昭和十四年度 伊東町町会議案 「昭和十五年度 予算町会議案」による。

(12) 銃後奉公会関係 玖須美区長綴り (昭和十六年) による。

(13) 昭和十九年 町内会長隣組長名簿 伊東町役場による。

(14) なお、伊東で初めて空襲警報が発令されたのはこれから約四ヶ月後の昭和十七(一九四二年)四月十八日十二時四十分である。この日、東国民学校では「東京川崎方面敵機来襲」として児童が避難している。(『東小五〇年のあゆみ』) これは、ドゥリットル空襲(十二時二十分二番機が東京空襲)にともなうもので、この日石廊崎沖では高度二〇〇〜三〇〇メートルの低空で南西に飛び去る五機の米機が目撃されている。また、前日の十七日には近海の多数のソ連商船に不審な動きありとされ、駆逐艦「沢風」によって「セルゲイ・キロフ」が拿捕されてこの日は伊東港に連行中であつた。米機の誘導、乗員救助の疑いも晴れ、この船が伊東港で釈放されたのは、四月二十二日のことであつた。(柴田武彦、原勝洋共著『日米全調査 ドリットル空襲秘録』アリアドネ企画、平成十五年)

(15) 静岡県隣組月報昭和十七年六月号(伊東22「翼賛会関係文書綴」昭和十七年ごろ)・伊東町割当国民貯蓄増加目標消化達成二関スル解説(伊東23「大政翼賛会文書着信綴」昭和十七・十八年)

(16) すでに昭和十八年一月二十五日には、以上のような町内の生活必需品の生産・移入・配給・消費を統制する組織として、「伊東町生活必需品需給統制委員会要綱案」が町長下村亀太郎によって策定されている。それは青果部委員会・鮮魚部委員会・家庭雑貨部委員会・燃料部委員会・第五部委員会(食料其の他)に町内のすべての団体を組織し、そのすべての部会に警察役場側代表を入れた統制組織である。そのような組織なしには、これだけの統制業務がこなせるものでなかつた。(伊東23「大政翼賛会文書着信綴」昭和十七・十八年)

著者プロフィール

加藤好一(かとう・よしかず) 昭和二十四年静岡県伊東市生まれ
中央大学法学部政治学科卒業。現在、熱海市立多賀中学校教諭。

研究テーマ…地域史及び近現代史研究
所属学会等…熱海市文化財審議会委員、伊東市文化財審議委員、伊東市史編纂専門委員(近現代部会)

研究業績…『学校史で学ぶ日本近現代史』(共著)(地歴社)『最新中学歴史の授業』(単著)(民衆社)『歴史授業プリント』(上・下)(単著)(地歴社)ほか